

第42回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和2年12月22日（火）14:00～15:10

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

上坂委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

千原審議官、竹内参事官、實国参事官

全国原子力発電所所在市町村協議会

淵上会長

原子力発電関係道県議会議長協議会

桜井議長

全国原子力発電所立地市町村議会議長会

真貝議長

4. 議 題

(1) 原子力立地地域特措法の概要及び立地地域からのヒアリングについて

(全国原子力発電所所在市町村協議会淵上会長、原子力発電関係道県議会議長協議会
桜井議長、全国原子力発電所立地市町村議会議長会真貝議長)

(2) その他

5. 配布資料

(1-1) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について

(1-2) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に係る要請書

(1-3-1) 「原子力発電の安全確保等に関する要請」（令和2年11月）より抜粋

(1-3-2) 原子力発電関係道県議会議長協議会の概要

(1-4) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」延長にかかわる要望

6. 審議事項

(上坂委員長) では、時間になりましたので、第42回原子力委員会定例会議を開催いたします。

(竹内参事官) それでは、12月16日付けで上坂委員長が着任され、また佐野委員が再任されておりますので、それぞれ一言ずつ御挨拶をよろしく願いいたします。

(上坂委員長) 今、御紹介にあずかりました委員長の上坂でございます。

私は、東京大学原子力専攻で30年、教育と研究に携わっておりました。また、原子力学会会長も2年務めました。また、原子力人材育成ネットワークやIAEAを通して、原子力人材育成の仕事も行ってまいりました。今後は委員長の職務を全うしたいと思います。

どうかよろしく願いいたします。

(佐野委員) 今回、再任されました佐野利男と申します。どうぞよろしく願いいたします。

来るべき3年間は、日本の原子力にとって本当に重要な時期だと認識しております。緊張感をもって職務に励みたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(上坂委員長) それでは、本日の議題ですけれども、一つ目が、原子力立地地域特措法の概要及び立地地域からのヒアリングについて、2番目が、その他です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(竹内参事官) 一つ目の議題は、原子力立地地域特措法の概要及び立地地域からのヒアリングについてです。

初めに、事務局より原子力立地地域特措法の概要を御説明させていただきます。

横長の原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法について、という資料で御説明させていただきます。

まず、1ページ目からでございます。

原子力立地地域特措法は、原子力発電施設等の周辺地域について、防災に配慮しつつ、地域の振興を図ることを目的とした法律でございます。

特措法のこれまでの制定延長の件につきましては、2.に記載があります。まず、2000年12月に議員立法で成立し、2001年4月に施行、その後、2010年12月に単純延長、これも議員立法で行われております。2011年4月以降延長、そして2021年、来年3月末までの10年間の時限措置ということでございます。つまり来年3月末には特措法の期限切れを迎えるといった状況でございます。

次に、特措法に基づく支援措置について御説明いたします。

特措法の支援措置は大きく2項目あります。一つは、避難道路、避難所などの防災インフラ整備への支援。もう一つは企業投資、誘致のための減税を行った場合の税収減の補填ということになっております。

防災インフラ整備への支援、これに関しましては、支援対象は住民生活の防災安全に資する避難道路、避難時に船舶を活用する際に資する、港湾、漁港、避難所として活用される学校の体育館などの義務教育施設等となっております。

具体的な支援内容については、2ページを御覧いただければと思います。

一つ目の柱である防災インフラ整備の支援についてでございます。

通常、避難道路等に対する国の補助率は図にありますように50%であるところ、特措法第7条により国負担のかさ上げが5%行われて、国の負担率が55%ということになります。

また、その場合、地方負担が45%となるわけですが、この地方負担については全額を地方債の起債で措置することが可能となっており、特措法第8条の特例措置に基づきまして、地方負担について地方債を起債した場合、その70%分が交付税措置されるというものでございます。これらの支援措置により実質的な地方負担は13.5%となります。

次に、防災インフラ整備への支援措置の実績についてです。3ページを御覧いただくと幸いです。

この資料につきましては、特措法第7条、第8条に基づく防災インフラ整備支援に関する実績についてのグラフです。青い棒グラフは支援対象事業の件数、グレーの折れ線グラフは避難道路等に対する国負担のかさ上げの実績額、オレンジの折れ線グラフは第8条に基づく地方負担分についての交付税措置の実績額となっているところでございます。

グラフの横軸で、令和元年度の部分を御覧ください。

令和元年度の実績は、国負担のかさ上げ分が、約14億、それから地方負担分における交付税措置分が約122億円となっているところでございます（※数値については、関係自治体からの聞き取りを基に内閣府が試算）。

次の4ページをよろしくお願いたします。

もう一つの支援の柱であります企業投資・誘致のために、立地地域が減税を行った場合の支援に関する具体的内容についてでございます。

なお、このように減税を行うことを法律上は不均一課税と呼ばれているところです。

支援対象の事業は、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業となっており、また対象税目は、設備の新增設に係る事業税、不動産取得税、固定資産税となっております。

支援内容は、立地地域が企業誘致・投資のために地方での減税を行った場合、その分、立地地域の、これは地方税でございますので、税収が減少することになりますので、その減収額の75%相当分の交付税措置を行うというものでございます。

次に、不均一課税に関する支援措置の実績についてです。

5ページの方をよろしくお願いいたします。

この資料は、特措法第10条に基づく不均一課税に関する支援の実績についてのグラフでございます。

青の棒グラフは支援対象の件数、オレンジの折れ線グラフは減税による税収分に関する交付税措置の実績額となっております。令和元年度の実績を見ていただきますと、約8億円となっている状況でございます（※数値については、関係自治体からの聞き取りを基に内閣府が試算）。

続きまして、6ページを御覧ください。

この資料は、平成30年7月に閣議決定されましたエネルギー基本計画における特措法に関する記述についての資料でございます。

この文章を読み上げさせていただきますと、原子力立地地域においては、避難道路の整備、防災活動資機材の整備といった防災体制の充実など、消費地とは異なる様々な課題を抱えている。こうした課題に、政府として真摯に向き合い、立地地域に対する産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用などにより取組を進め、課題解決を図ることとする。とされております。

立地地域の避難道路等の充実の課題に、特措法を活用して解決を図っていくとの政府の方針がエネルギー基本計画で示されているということでございます。このような状況も含めて、今後の検討を進めていく必要があると考えております。

また、特措法は過去2回、先ほど紹介いたしましたように、2000年、2010年に議員立法により制定延長が行われてきたところです。他方で、参考でございますけれども、本年の12月1日には、自民党の総合エネルギー戦略調査会において、立地地域における防災安全インフラ整備には政府が責任を持つことが必要であり、政府において特措法を延長すべきとする提言の方が取りまとめられたと承知しております。これについても参考として、情報共有させていただきます。

いずれにしましても、特措法は来年3月末に期限を迎える状況にあるところ、原子力委員会において御議論していただき、その御意見も踏まえて対応を検討させていただければと考

えているところでございます。

特措法についての内閣府からの説明については以上でございます。

それでは、続きまして、立地地域からのヒアリングの方を行いたいと思います。

3団体の方々からのヒアリングをさせていただいた後、まとめて質疑応答をお願いできると幸いです。

それではまず初めに、全国原子力発電所所在市町村協議会、淵上会長の方から御説明をよろしく願いいたします。

(淵上会長) 今、御紹介いただきました全国原子力発電所所在市町村協議会の会長を務めております、全原協といいますけれども、敦賀市長でございます。よろしく願いいたします。

原子力委員会におかれましては、日頃より立地地域の取組に御理解を賜り、感謝申し上げます。

また、今日は原子力立地地域特措法に関連しまして、立地市町村の意見をお伝えする機会を頂きまして、誠にありがとうございます。

この特措法につきましては、今、説明にもありましたけれども、議員立法による制定、延長が行われてまいりましたが、今般、原子力委員会において延長に関する御検討を頂いていることに対しまして、立地自治体として大変心強く感じております。是非とも、延長していただきたいという思いで来ております。

本日のヒアリングに当たり、全原協として取りまとめました要望書も資料として提出しておりますので、是非御覧いただければと思います。

資料第1－2号という資料でございます。

資源の乏しい日本にとりまして、原子力は欠くことのできない貴重なエネルギー源であるという信念の下、立地地域はこれまで一貫して国策であります原子力政策に協力してまいりました。

菅総理が宣言した2050年カーボンニュートラルを実現していくためには、カーボンフリー電源である原子力発電の重要性はますます高まっており、我々立地市町村としましては、今後も原子力発電所による電力供給を通じて、経済、社会に貢献してまいりたいと考えております。

一方で、立地地域にとりまして、住民の安全確保と地域振興は両輪であり、車と同様、前に進むには両輪ともうまく回らなければならないと考えています。

さらに福島事故が原子力災害に対する脆弱性を浮き彫りにし、実効性のある原子力防災対

策を講じていかなければならない状況となっており、道路や避難所等の防災インフラの整備が急務であります。この特措法は、防災安全のためのインフラ整備に大きく寄与すると同時に、企業誘致や新産業の創出など、立地地域の持続的発展に向けた取組にも資する、正に両輪に寄与する極めて重要な支援制度であります。

これまで特措法の支援措置を活用して、事業を進めてまいりましたが、現在、全国で約130件の事業が継続中の事業として残されており、特措法が今年度末で失効となれば、立地地域に大きな影響を及ぼすことは必至であります。

例えば、本市においては、避難道として利用される道路の整備や避難所となる学校の整備が継続中の事業として残っておりますが、特措法による補助率かさ上げや起債の交付税措置を見込んで整備が進められておりますので、特措法が失効となれば、市町村の財政に大きな影響を与えるとともに、原子力防災対策の充実強化に資する施設整備が遅れる可能性も生じることになります。

また、立地市町村で唯一の県庁所在地であります松江市では、PAZ圏内に約1万人、UPZ圏内には島根、鳥取、両県合わせて約45万人もの住民がおられ、これらの方々が円滑に避難を行うためには、道路網の更なる強化が必要と考えられます。現在、市内では交通の分散化に有効となる外環状道路として高規格道路の計画が進められているとのことであり、災害時の迂回機能としても有効であることなどから、早期の道路整備が必要とのことであり、特措法による措置は必至であるとお聞きしております。

全国で、原子力発電所が廃炉となる時代を迎え、立地地域においては経済が縮小しており、今後廃止措置作業が進めばその影響は大きくなるものと考えております。しかしながら、発電所が廃止措置に移行したとしても、引き続き原子力防災対策は必要であり、地域経済が縮小していく中、特措法の必要性はより高まるものと考えております。

また、多くの立地地域は規模が小さな都市が多く元来は経済力に乏しい地域であります。全国の原子力発電所が廃炉となる中、廃止措置作業により当面は一定の雇用は守られますが、将来を見据え、原子力のみを軸足を置かない産業構造への転換に向けて、企業誘致などにも取り組む必要があります。特措法の第10条、不均一課税に伴う特例措置につきましては、全原協会市町村全体で平成29、30年度を実績として、50件以上の企業が特例措置を適用しております。

企業といたしましては、設備投資判断としてコストを重視しているため、この不均一課税の制度は非常に大きいと伺っており、企業誘致を進めるに当たっても非常に大きなメリット

になっております。

福島事故以来、産業の多様化に取り組まなければならない立地市町村にとって、企業誘致や新産業創出につながる極めて有効な支援措置でありますので、地域振興の観点からも是非とも延長をお願いしたいと考えております。

さて、その上で、提出しました要請書にもありますが、全原協といたしましては、支援措置の拡充についても求めています。

防災上、必要となる施設の早期整備に向け、補助率の更なるかさ上げと共に、原子力災害時の一次避難所となるスポーツ施設や避難経路である農道、林道、災害がれきも処理する廃棄物処理施設など対象事業の拡大についても求めているところであります。

また、不均一課税の特例措置に関しましても、まちづくりの方向性に即した対象事業の拡大について求めています。

現に、今、地元で原子力発電所が存在している状況にあり、また今後廃炉を迎えますと、廃炉に伴う使用済燃料や放射性廃棄物の問題といった新たな課題にも直面し、我々立地市町村は廃止措置が終わるまでの長きにわたって、原子力を巡る様々な課題に対して最前線で対応していかなければなりません。

今後も原子力発電による電力供給を通じて、経済社会に貢献していけるよう、住民の安全確保を支援する貴重な制度であります原子力立地地域特措法の延長に対しまして、御理解とお力添えを賜りたく存じます。

本日はこの発言の機会を頂きまして誠にありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

(竹内参事官) 続きまして、原子力発電関係道県議会議長協議会、桜井議長からよろしく願いいたします。

(桜井議長) 原子力発電関係道県議会議長協議会の会長を務めております新潟県議会議長の桜井でございます。

この度は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、いわゆる原子力立地地域特措法について、当協議会として説明の機会を頂きまして大変ありがとうございます。

当協議会は、原子力発電に伴う諸問題について協議し、住民福祉の向上に寄与することを目的として原子力発電所立地、もしくは立地が予定されております13道県の議長を会員として活動しているところでございます。

当協議会の会員を含む原子力発電施設等の立地地域にとりましては、特措法に基づく支援

措置は極めて重要であり、当協議会といたしましても、お手元にお配りしております会員13道県の総意として、総会で決定いたしました原子力発電の安全確保等に関する要請の抜粋に記載しておりますとおり、電源地域振興対策に関する要請の一つとして、原子力立地地域特措法の令和3年度以降の延長について措置していただけるよう関係省庁等に対し、要請をいたしております。

私どもの協議会の会員道県を含め、立地地域におきましては、対象事業における補助率のかさ上げや、地方債への交付税措置など特措法に基づく支援措置を活用して、住民生活の安全の確保に資する道路やあるいは義務教育施設などの整備を実施することができ、そのことで特措法の目的に掲げられておりますように、地域の防災に配慮しつつ、地域の振興を図ることができているものと考えております。

本県につきましては、5市町村を原子力発電施設等立地地域に指定していただいております。昨年度までに累計で約130億円の特例措置を頂いており、その分の地方負担が軽減され、住民生活の安全確保のために必要な事業を実施することができました。

このように、立地地域におきましては、特措法に基づく支援措置を活用して、施設等の整備を進めてきており、特措法は立地地域にとりまして、非常に重要なものであると考えております。

現時点におきましては、避難道路等の防災インフラ事業の中には、いまだ達成されていないものがあると承知しており、特措法の期限が切れ、支援措置がなくなってしまうと達成が困難になるおそれがあるというふうに考えております。

また、地方公共団体の財政状況が厳しくなっている状況もあり、予定されていた事業の完了が困難となるだけでなく、地方公共団体における他の事業の実施にも支障を来すおそれがあります。このような事態になることを防ぎ、立地地域を含む地域が今後も発展を続けていくために、まずもって特措法の期限の延長は欠かせないものであります。

また、福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電施設自体の安全対策に加え、原子力災害を想定した広域避難などの防災対策を推進することが重要であり、今後も引き続きこの法律の特別措置を活用して、避難や物資輸送等のための道路整備等の事業の進捗を図る必要があるというふうに考えております。

さらには、平成30年7月に策定されました国の第5次エネルギー基本計画においては、立地自治体との信頼関係構築に当たっては、立地地域に対する産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用な

どにより取組を進め、課題解決を図ることとするとされております。

原子力発電所は現に今、立地地域に存在するものであり、立地地域が原子力発電所による電力供給を通じて、経済、社会に貢献してきたということを最大限尊重し、これまで住民の理解を得ながら取り組んでまいりました立地地方公共団体が置かれている立場などを十分に踏まえた対応をお願いしたいと考えております。

当協議会の会員の中には本県議会を含め、国会並びに政府に対し、原子力立地地域特措法の期限延長等を求める意見書を提出している議会もあり、原子力発電施設等が立地しているそれぞれの地方議会が特別措置の継続を求めていると理解しております。

また、原子力発電施設等の立地道県などの知事を構成員とする原子力発電関係団体協議会からも特措法の期限延長などを求める要請がされていると聞いてもおります。立地地域の議会だけでなく、首長部局を含む立地地方公共団体として、立地地域の安全対策を図りながら地域の振興を図るために特措法の延長等が必要であるという認識を共有しているものと考えております。

今後とも、原子力発電施設等立地地域の自立的、持続的発展を図るため、国におかれましては原子力施設等に対する万全の安全対策を取っていただくと共に、現行の原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法が失効する令和3年度以降の法の延長について、措置していただくようお願いを申し上げる次第であります。

また、原子力施設等の周辺地域に対する支援措置が後退することがないように、同法に基づく所要の措置を講じていただくとともに、対象事業の拡充や補助率の更なるかさ上げなど、特別措置の充実強化を図っていただきますようお願いを申し上げる次第であります。

私の方からは以上で説明を終わります。ありがとうございました。

(竹内参事官) 続きまして、3団体目のヒアリングをお願いしたいと思います。

オンラインによる参加となっておりますけれども、全国原子力発電所立地市町村議会議長会、真貝議長、よろしくお願いたします。

(真貝議長) 柏崎市議会の真貝維義でございます。

日頃より全国原子力発電所立地市町村議会議長会に御理解、御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、この度は、第42回原子力委員会定例会議におきまして、このような機会を設けていただきました。意見陳述をさせていただきますこと、大変有り難く思っております。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法は、平成11年9月のJCO臨界事

故発生を契機に、平成12年12月に議員立法で制定され、平成22年12月に10年の延長を経て、明年3月末までの時限措置法と承知しているところであります。

福島第一原発事故後の原子力発電所の防災対策の充実・強化、立地地域の新たな振興施策等、立地地域を取り巻く課題は山積しております。再延長を強く要望するところであります。

今、柏崎刈羽原子力発電所は、7号機の再稼働に向けて作業が進められておりますけれども、全国の原子力発電所はそれぞれ再稼働に向け安全審査が進められている。再稼働したが停止をしている。廃炉が決定している。廃炉作業が進められている等々、立地地域の置かれている立場や状況は様々であります。

立地地域の先人たちは、住民理解の下、国策である原子力政策に協力し、国の発展に貢献し、地域経済の発展、住民福祉の向上を願って原子力発電所の誘致を決定してきました。

本特措法の支援策などにより、防災対策や防災基盤等の整備を行っておりますけれども、避難道路等の防災インフラの更なる整備が必要なことから本特措法の延長を求めるところです。

近年の人口減少社会における若者流出、人口減少が顕著になっております。立地地域が将来にわたって持続可能な発展ができるよう新たな地域振興策、新たな産業や雇用の創出が求められております。

少子高齢・人口減少社会への対応や新たなAIやRPA、自動運転など新たな先端事業や事業者に対する事業などは、振興計画に基づかなくとも対象にしていただきたいと考えます。

そういった観点から何点か要望をさせていただきます。

一、特定事業への国の補助率の引き上げ。

一、実効性ある防災対策・避難対策の充実・強化に対する補助の拡大・拡充。実効性ある防災対策・避難対策は、原子力発電所の安全対策と表裏一体だと考えます。補助の拡大拡充を求めます。その際には、真に実効性・具体性のある避難計画の策定や防災対策へ議論の方向付けでの補助の拡充・拡大を要望いたします。

一、特別措置法による特定事業の拡大。

一、原子力・放射線教育等ソフト事業等の特定事業への組み入れであります。福島第一原子力発電所事故で、放射線に対しては多くの国民が不安に思っており、否定的なイメージを持っています。これは、放射線の性質や利用に関して十分な知識がなく、理解されていないことが要因であります。国民理解・住民理解を深めるためにも原子力や放射線教育事業推進に対する事業補助・助成を要望いたします。併せて、教育現場における支援やソフト事業も

特定事業へ組み入れていただきたいと考えるところであります。

一、不均一課税に伴う対象業種の拡大であります。具体的事業及び業種について述べさせていただきます。

1、A I、R P Aの研究・導入などの先端産業。

2、スマートシティ構想や次世代エネルギー関連事業及び新電力関係事業。これは国の政策等にも十分沿っている事業については拡充をしていただきたいと思うところであります。

公共交通確保事業及び自動運転導入事業や実証実験事業等の事業についても拡充をお願いしたいと思います。地域におけるI C Tのインフラ整備事業やソフト事業も組み入れていただきたいと思うところであります。

以上、特措法の延長に伴っての意見、要望とさせていただきますけれども、私ども立地市町村議会からも、この特措法の延長について、国関係機関の方に意見書等が出されていると承知しております。何卒、よろしくお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。

(上坂委員長) どうもありがとうございました。

それでは、質疑に移らせていただきます。

まず、佐野委員、いかがでしょうか。

(佐野委員) 事務局からの説明、また、淵上会長、桜井議長、真貝議長からの御説明、ありがとうございました。

皆様のお話をお伺いしておりますと、特措法による支援が大変歓迎されており、その延長が不可欠で、特に、地域財政が非常に厳しい中で、大変有意義に使われてきたという印象を持ちました。

コメントに入る前に、まず事務局に、事実関係について質問させてください。先ほど、淵上会長の方から事業数が130件ぐらいあるという紹介がなされましたけれども、このうち、震災後に着手した事業は何件あるのでしょうか。それから、今後10年後に継続されている事業はどのぐらいあるのか、さらに今後立ち上げが予定されている新規事業は何件ぐらいあるのか、内訳をお願いします。

(竹内参事官) 御質問いただきました支援中の事業でございますけれども、私ども事務局の方で立地地域の方々に確認させていただいたところ、令和元年度末現在、特措法の支援を受けて進められている事業は126件ということでございまして、その126件、今、進められておりますけれども、震災後に新たに着手された事業というのが約90件と伺っております。

し、また、今後10年後まで引き続き継続して整備する予定と伺っておりますのは、約60件でございます。

今後、更なる新規整備につきましては、具体的な件数は伺っておりませんが、現在、進行中の126件のうち、約90件が震災後、つまり前回の延長後、新たに整備が行われたということを見ると、立地自治体の方で今後、新たな整備を検討されるというものと認識しております。

(佐野委員) ありがとうございます。

そうしますと、仮に今回この特措法を打ち切ってしまうと、今後継続される60件余が頓挫するだけではなく、相当数、数十件の新しい案件の立ち上げができなくなり、かなり深刻な状況に皆さん直面されるということなのだろうと思います。こうしたことから、私はやはり特措法の延長が不可欠であるとおっしゃった皆様の御主張がよく分かります。

政府としては、もともとエネルギー基本計画の中で、特措法の活用を図るということを明確に述べておりますので、その立場については変更がないと思います。

それが1点目です。

それから、2点目に、原子力発電所立地地域は人口減少や経済の縮小といった問題に直面してきたわけですが、その中でも原子力発電所があるにもかかわらず安全インフラの整備になかなか手が回ってこなかった状況の中で、更に福島事故が起きて、益々安全性が強調されて、万全な措置を取ることが必要になっているという状況だと思います。それから先ほど、何人かの方から御指摘がありましたけれども、こういう状況ですと企業の誘致や投資の呼び込みもなかなか容易ではないですね。

他方、皆様のご説明で、地方公共団体が、AIの活用とかスマートシティとかいろいろ将来に向けた発想をお持ちだということがよく分かりました。従って、皆様は将来に向けての抱負もしっかりお持ちである中で、特措法の延長というものを主張されていると思います。

そこで、質問ですけれども、これはお三方のどなたでも結構ですが、具体的に特措法の支援を使って、これは役に立ったという事例、一つでも二つでも結構ですので、挙げていただきますと有り難いです。

(桜井議長) それでは、お答えしたいと思っております。

特措法の支援措置を活用した具体的な事例でありますけれども、先ほど、意見を述べられました柏崎の真貝議長さんの地元におきましては、中学校の増改築が平成26から30年、事業費21億強の事業費だったのでありますが、この中学校におきまして施設の老朽化が非

常に進行してきたということからこの改築工事を実施されました。

このような立地地域では、あってはならないのではありませんが、万が一の原子力災害に備えて、避難施設等となる小中学校の計画的な整備が大変重要であります。このような建物が地域にあるということ、また建物が適切な時期に建て替えられるなど、継続的に維持管理が行われていることで住民の安心感にもつながってきております。

さらには、迅速な避難体制の構築につながります地域コミュニティ、最近はやや希薄になっていっているとされておりますけれども、コミュニティの維持活性化にも大変貢献してきております。今、挙げました中学校の改築工事につきましては、特措法の支援によって学校や地域の要望を踏まえた新たな防災拠点としての施設整備を完了することができ、健全な生徒を育て教育環境を提供しているほか、住民の原子力災害時の避難に関する不安の払拭にもつながっていると聞いております。

(淵上会長) 敦賀の方も学校の整備というのは本当にお世話になっております。また、小中一貫校の整備もしていますが、そのほかに漁港の整備や市道の整備、また避難するための高速道路のスマートインターチェンジの整備などを行わせていただいております。

(真貝議長) 柏崎市議会の真貝でございます。

今ほどお話がございましたが、私どもの市でも小中学校の改築、体育館の整備等に特措法の財源を使わせていただいておりますが、特にこの小中学校の施設は災害時には避難所として活用しております。いわゆる避難所の指定をしているわけでありましてけれども、日頃は子供たちの安全・安心で快適な教育環境を提供しながら、いざというときには避難所として活用しているということでもありますので、こういった事業を今後も進めていきたいと考えているところであります。

(佐野委員) 具体的な例を挙げていただいております。ありがとうございます。

私の印象としては、教育施設、避難道路等お金に変えられない安全・安心の為のインフラというものを整備することにこれ迄支援資金が有効に使われてきたなという印象です。

取りあえず以上です。また後ほど質問させていただきます。

(上坂委員長) それでは、中西委員。

(中西委員) どうも御説明、ありがとうございました。

お三方から非常に切々と原発の立地地域のいろいろな抱える問題を伺いました。

それから、今の質問にございましたように、福島事故後、90年また新たにいろいろな事業が始まったということはやはり防災というのは非常に大切だと。今、コロナの感染もあり

ますので、単に防災といいますか、ほかの災害もいろいろ起きるかもしれないので、それと併せたインフラを作るということは非常に大切だと思っております。

いろいろお話を伺ってまいりますと、渚上市長がおっしゃったように、真に実効性のある防災インフラを作るというのはとても大切なことだと思ういます。それと同時にやはり何人かの方がおっしゃったように、コミュニティに対する原子力の理解度といいますか、放射線はいろいろなところに使われているのですけれども、医療とかいろいろ使われていますが、なかなか理解が得られないという現状を踏まえて、事業として進められているのでしょうか。それをどなたか、お願いします。

(竹内参事官) コミュニティの理解度は、特措法の対象とまた違うところもありますけれども、恐らく先ほども学校、小学校は防災拠点として地域に貢献しているというお話もありましたので、団体の方々からもし補足説明等があれば是非よろしくお願いします。

(渚上会長) コミュニティについて、今、おっしゃったように、特措法の関係ですと、義務教育の施設というのが対象となっていますので、その整備をしておりますが、立地の肌感としますと、私ども国の原子力政策、エネルギー政策の中に協力してきたと、資源のない国の中で豊かになることに対して協力してきたという自負があってプライドがあります。

ですから、大阪万博に最初に光を送ったであったり、日本の国が豊かになるために自分たちが応援してきたという自負があるのですけれども、福島以降は少しそこが違ってきて、自分たちは一生懸命応援してきたのに、周りから少しネガティブな反応を頂いたり、何で誘致したのだ、といったことを言われたりしますけれども、そういうところは、今の立地の気持ちからしますと、そうではなく、応援してきたのだと、これからもやはり応援していきたいという気持ちの方が強いように思います。

(中西委員) ありがとうございます。

直接、特措法とは関係ないですが、やはり地域のいろいろ抱えている悩みの一つをお聞きしたと思います。

それでは、委員長に。

(上坂委員長) 事務局に質問なのですが、資料の3ページ、支援実績の推移がかなり変動していますけれども、これはどういう原因になりますか。

(竹内参事官) 最初に御説明させていただいた資料3ページに、法7条、8条関係の防災インフラ整備への支援の実績額が書いてあるところでございます。委員長からご指摘がありましたように、年度により変化が見られる状況です。このような推移になる理由の一つとしまし

ては、これは国全体の公共事業関係予算の推移、それから地方自治体の予算の推移、これが影響している可能性が考えられます。防災インフラの整備をするに当たっては、国負担及び地方負担で整備が進められているからでございます。

その公共事業の関係予算の推移と地方自治体予算の推移の傾向を見てみますと、この推移とこの実績、特措法の実績の推移の傾向と類似している傾向が見られる状況にありますので、これらの間に相関があるのではないかと考えているところでございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

本日、淵上様、桜井様、それから真貝様、御説明、ありがとうございました。

(佐野委員) 追加質問させてください。

まず事務局の方への質問ですけれども、将来、原子力発電所の新設とか、今、止まっている原子力発電所を再稼働した場合、この特措法のスキームによると支援が厚くなるのでしょうか。

(竹内参事官) 原子力発電所の新增設、あるいは再稼働などが実際に起こった場合に、この特措法の支援についてはその新增設、再稼働により支援が手厚くなるというような措置は含まれておりません。

現に今、原子力発電所がある状態において防災等の支援ということで、措置されるということでございますので、新增設、再稼働により手厚くなることはない状況でございます。

(佐野委員) ありがとうございます。

そうしますと、この特措法自体は別に原子力発電所を推進する仕組みになっているわけでもないし、安全・安心の確保は原子力発電に対する立場によって違ってくるのでもないわけですね。

延長することによって、どちらの立場の方々も裨益するのではないかと、私はそのような印象を受けました。

それから、追加質問ですけれども、配布資料の4ページに、※があって、事業税、固定資産税については最初の3年間措置とあります。一方で、不動産取得税の措置はどのようになっているのでしょうか。

(竹内参事官) この横長資料の4ページの不均一課税のところのことかと思えます。※で事業税、固定資産税については、最初の3か年の措置と書いてありますが、これは設備の新增設をした場合の税制措置ということでございますので、事業税、固定資産税については継続して掛かる税でございますけれども、新增設を行った後、最初の3か年において措置されると

いうものでございまして、他方で、対象税目に不動産取得税というのがありますけれども、これは取得したときに掛かる税でございまして、1回限りということで、事業税、固定資産税とは状況が違うという状況でございます。

(佐野委員) 今、事務局の方から不均一課税についての言及がありましたけれども、不均一課税というのは結局立地地域における企業誘致や新しい産業の呼び込みにより将来に向けた姿をサポートしていくものであって、その分、地方自治体が負担しているわけですね。その負担について、国が支援していくことで、産業の振興を支えていこうという発想なわけですね。

そういう意味では、不均一課税に対する皆様の評価はどうか。

(渚上会長) 企業誘致をしていく上で、最初にイニシャルコストが掛かりますので、そのときの課税を免除する形になりますけれども、3年間段階的に、最初は0から始まってという形で安くできるということは、誘致する上で非常に有効だと考えております。ですから、これがあるから、こっちとこっちを考えたけれども、敦賀市さんに来ようかなという企業もありますので、そういう意味では非常に有り難い施策であります。

先ほどおっしゃいました再稼働、新增設のときにメリットはというお話がありましたけれども、私どもの要望を御覧いただいて、6番目なんですけれども、固定資産税についてという要望がありますけれども、市町村の規模で上限がありますので、再稼働、新增設したときには非常に大きな固定資産税が発生します。その枠を外していただきますと、立地地としますと非常に有り難いと考えています。

以上でございます。ありがとうございます。

(佐野委員) それから、最後に事務局への質問ですが、先ほど、皆様から支援措置の拡充に対する要請がございましたけれども、これについて、事務局はどのように考えますか。

それから、お三方、どなたでも結構ですけれども、特措法の対象となる立地地域の拡大について、その必要があるのかどうか、その質問をそれぞれお願いしたいと思います。

(竹内参事官) それでは、まず事務局の方に頂いたのは、支援措置の拡充に係る質問についてお答えします。

立地の団体の方々は、原子力発電所等による電力供給等を通じて、経済、社会に貢献している中で、延長と共に、拡充の要望も本日頂いたところでございます。非常に団体の方々の厳しい状況、事務局としてもしっかりと把握させていただいたところでございます。

そういう中で、拡充について、先ほど渚上会長からも固定資産税の話も含めて、またほかの桜井議長、真貝議長からも拡充の話がありましたけれども、拡充についてもこれは今の夕

イメージで拡充する理由、それから他法令との整合性等について、検討が必要だと考えております。

いずれにしても、延長についての重要性については団体の方々の必要性についてしっかりと認識させていただいたところでございます。

(佐野委員) まずは延長が重要だと、そういうことですね。

(竹内参事官) いずれにしても、延長は最重要だということはしっかりと認識をさせていただいているところでございます。

(真貝議長) 柏崎の真貝でございますけれども、先ほどの企業立地の部分、特措法の10条の地方税の不均一課税に伴うところでありますけれども、私ども柏崎市におきましては、これまで34件の利用をしております。非常に企業誘致に関しては大きな力を発揮しているのではないかなと実感しているところであります。

そのようなことから、今後新たな産業振興、また企業誘致をしていく中に新たな業種を組み入れていただきたい。そういった意味での拡充を是非ともお願いしていきたいと思えますし、また各立地の自治体においても、これからの先端技術を活用したスマートシティであったりとか、新電力の活用もあつたりするでしょうし、再生エネルギーの活用もあるでしょう。そういった脱炭素社会に向けての、エネルギーの町としての取組の中に、企業誘致になるような振興策としてこの特措法の中に是非入れていただきたいし、また特措法の延長を是非お願いしたいと思っているところであります。

(渚上会長) 適用地域の拡大ということですが、それは私ども考えたことはありませんし、望んではおりません。

以上です。

(桜井議長) 地域の拡大という点につきましては、特段そのような意見は持っていないのでありますが、先ほどちょっと話がありました前段の延長につきましては、実は先ほど言いましたように、万が一あつてはならないのでありますが、事故が起きた場合の避難ということで、様々なルートを想定しながら、避難訓練等々も今、新潟県では行っているところでありますが、御承知のとおり、春夏秋冬、四六時中いろいろな場面で、万全な避難訓練というのはなかなかできない状態なのですが、核となるような避難道路、これは今、鋭意整備中であるのですが、国道もその観点から今、改良工事をやっているのでありますが、延長がなされなかつたら工事完遂が大幅に遅れるということでございますので、とにかく延長は、是非お願いしたいということと併せて拡充・強化なのでありますけれども、やはり先ほどもお話が出ま

したように、福島事故以来、避難というものが地域住民の皆さんからは重大なテーマだとして関心を持たれております。

特にまた、今般、コロナ感染症という新たな場面も想定せざるを得ないということでございますので、このような避難の観点からいろいろな場面の避難を想定しなければいけないという形になってきますと、やはり拡充についてもそのような事業について、是非お願いしていただきたいということでございますし、また今、柏崎は止まっておりますが、立地地域の振興という観点から、先ほども出ましたけれども、新たな産業誘致等々につきましても地域によっては大変重要な産業、新たな雇用につながるということでございますので、そのようなことに対しても支援対象となるように、拡充をお願いできればということでございます。

私の方からは以上です。

(竹内参事官) 頂いた要望を踏まえまして、しっかりと検討していきたいと考えております。

(上坂委員長) 今、コロナの言及がありましたけれども、今、避難訓練とか避難対策がコロナ禍の中で大分見直しがあつて、やはりソーシャルディスタンスを保たなければいけないので、避難の施設を大きくしなければいけないとか、あると思うのですけれども、そこも新しい要素ですよ。今、見直しをされていると思うのですけれども、いかがでしょうか。コロナの影響と申しますか、今までの状況と変わっているということはあると思いますが。

(渚上会長) 先日、私ども県と一緒に複合災害ということで、コロナ禍における、地震が起きて原子力災害ということで訓練をやったのですけれども、やはりコロナ禍のソーシャルディスタンスを取ると、人数が3割くらいしか従来の規模では入れないのです。分散して、非常に多くの場所が必要になってくるということで、もう一回想定しなおさなければいけない。ですから、広域避難もありますし、複合災害もあるということで、災害に対する対応の方法というのは大分変わってくるのだと考えております。

(上坂委員長) 今、3倍ほどというご発言がありましたけれども、ソーシャルディスタンスで、設備等々で、施設が、更に増やさなければいけないということになりますよね。それがこの政策の延長で実現したいということではないかと思えます。

私も先日、福島の新しくした伝承館に行きまして、学校の先生で避難された方の語り部さんの説明を聴きましたけれども、当時のビデオを見ると、かなり渋滞しているのですよね。やはり道路整備大変だと思いますけれども、そのあたりの状況どうでしょうか。各設備、学校など、そのような設備状況は今伺いました。一部国道の整備にとっても時間が掛かるということで、規模が大きいのですが、そのような渋滞を回避するための道路整備の状況はいかが

でしょうか。

(渚上会長) 敦賀の半島がありますが、原子力発電所があって、行き止まりの集落があったのですが、そこに対しましては半島を周遊する道路ができましたので、両方に逃げられるということで、逃げやすくなりました。全国の立地の中で、伊方もそうですけれども、先に半島がありますので、どのように逃げていくかということを検討していると思います。

ですから、道路の整備も少しずつ進んでいますけれども、やっとそうやって逃げられるかな、というところまでできましたけれども、広域避難ということ考えた場合や、先ほどの松江の話や、外環状道路などを整備していこうとすると、まだまだ道路の状況というのは足りないと考えております。

私たち敦賀市自体も西側に原子力発電所がありますし、自分たちも持っていますので、風向きによって、逃げる方向が違います。そうしたときに、東に逃げる時はこうしましょう、南に逃げる時は県をまたいで奈良県まで、というようなことがありますので、そこまでどうやって辿り着くかというのは非常に、今としても課題を抱えています。

(真貝議長) 柏崎でございますけれども、私どもこれから実はようやく採択していただいた部分が避難道路になりまして、国道252号線というところなのですけれども、今まで川沿いに道路が走っていきまして、クランクで一旦左に曲がってまた右に曲がっていくというようなところ、なるべくクランクをなくして、直線にできるようにということで、ようやく国の方で採択していただきました。

この事業もこの特措法を使って、この事業を進めていくことになると思っておりますけれども、そういった意味で、避難道路の整備が一日も早く進むことを先ほどお話がありましたように、立地地域の住民が望んでおりますので、是非とも延長については何回も申し上げますけれども、お願いをしたいというところでございます。

(上坂委員長) 私は、東海村に30年住んでいたのですけれども、やはり道路も整備されてきて、それから工業団地も少しずつ増えているなという実感がありました。今、ここにも新しい産業ということで、AIとかRPAとか、自動運転とかかなりソフトハウスのなところであると、そんなに大規模な投資が要らなく、企業誘致も進むかなと思っております。道路が整備されると、非常に流通がしやすいということがあります。そういう実感はございますか。工業団地が増えて、企業が増えているとか。

(渚上会長) 私どもの敦賀、福井県、美浜とかの話になりますけれども、舞鶴若狭自動車道という高規格道路が整備されましたので、そうしますと今まで敦賀に集中していた産業につい

て、企業立地は嶺南全体に広がって、やはり近いといえますか、道路の安定性がありますから、寄与しましょうという話が出ていますし、隣の美浜町では産業団地と住宅団地を一緒に作りましょうという形で誘致をしております。

私ども産業団地、第二産業団地に入りましたけれども、そのような意味では、やはりそういう道路ができるとかなり変わってくるというのは非常に感じます。

(上坂委員長) 真貝さん、どうですか。工業団地とか。

(真貝議長) 今、お話があったとおりでと思っております。やはり道路が整備されることによって、今、避難道路のお話をさせていただきましたけれども、そのような道路がどんどん国内に整備されていきますと、私どもの方はインターチェンジが北陸自動車道と関越自動車道につながっていくわけですが、柏崎から長岡を経て、関東方面、首都圏に向かっていく高速道路が湯沢方面の方にショートカットできるようになります。そうすると、高速道路を使わなくても、高速道路よりも若干速くなるかも、完全に道路が整備されていけばの話ですけれども、そういったような期待感もありますので、物流も高速を使わなくても、いわゆる安く、速く提供できるような物流条件の環境が整備されるのではないかなと期待しているところで

す。

(中西委員) ありがとうございます。

私、一つ、伺いたいのは、港湾事業も特措法の中に入っておりますが、これはどういう状況なのでしょう。やはり原子力発電所というと、半島の先とか、海に近いところが多いわけですし、一緒に漁港もきれいに、工業団地もそうですが、漁業とか一次産業の具合とか、特措法のおかげで何か例がありましたら御紹介いただけたらと思います。

(淵上会長) 漁港の整備といえますのは、どうしても発電所の近くの漁港ですけれども、逃げる時に道路が閉鎖されてしまった場合、そのようなことを想定しまして、漁港の整備をしております。ですから、万が一のときに、避難するときに、ヘリコプターだけでは救助できる人数は少ないので、漁港、船に乗せて、漁船に乗せて逃げていこうというようなスタイルですけれども、特定事業の拡大ということをお願いしていますが、その中に道路、港湾、漁港、義務教育、消防施設、五つの項目がありますので、その中に漁港がありまして、そういうふうにご利用させていただいています。

実際は、敦賀の半島は、昔は道がなかったのです。原子力ができまして、一本道がやっとできたところで非常に皆さんは喜んでいるのですけれども、実際には万が一のときにはそこが閉鎖されてしまったら、もう逃げ場がないというところで整備を頂いているという

形だと思えます。

(中西委員) 何年か掛けながらよい状態に持っていつている途中であると理解しています。

ありがとうございます。

(桜井議長) 道路で補足させていただきたいと思うのですが、先般、関越自動車道があれだけの大渋滞になるというのは誰も予想していませんでした。これから検証が始まるのでしょうけれども、やはり避難のときに、どうあるべきか、というところがまた更にもう一段ハードルが上がったような気がします。

ですから、早ければ高速道路に上がればいいのではないかという話ではなくて、いろいろな複合的な避難ルートを確認しておかなければいけない。そうしますと、高速に乗らなくても、高規格道路も今計画中でありますし、また、特に冬の狭隘なところに雪が降る、あるいはそこに雪崩が起きるといったときには、可能性としてはかなり高い確率で毎年あるわけがありますけれども、その場合、全く避難ルートが確保できなくなるという観点もありますので、複合的なバイパス的な部分の避難ルートというのは、本当に切実な思いでございますので、今、そのために国道を改良している工事も実施中のものもありますので、これは何としても早く進捗を進めていただきたいということでございますので、補足でございます。

(上坂委員長) 正に、切実な問題で、そういう情報を地元企業、AIの企業だとそのような新しい技術で、とにかく情報を早くドライバーに与える、表示を付ける、スマホでの連絡、そういったことを組み合わせる必要がありますね。

以上、本当に丁寧な御説明を頂いて、また質疑をさせていただいて、ここまでの約20年の政策による整備が進んだ。しかしながら成果もありながら、しかもまだ新しい継続事業もある。道半ばのものもあるし、新規事業もあるし、コロナ禍といった、新しい問題もあるということを認識しました。今また大雪ですけれども、こういう問題もあり、季節柄、そういうこともますます実感します。特措法の延長というのは非常に重要である、というのがよく理解できました。

それではよろしいでしょうか。ほかに御質問等々、よろしいようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

事務局の方から説明をお願いします。

(竹内参事官) 今後の会議予定について御案内いたします。

次回の開催につきましては、12月28日11時から、場所、8号館共用A会議室で、議題については調整中であり、原子力委員会ホームページ等の開催案内をもってお知らせいた

します。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、他の委員の先生から何か御発言はございますか。

では、ないようでしたら、本日の委員会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。